学校において予防すべき感染症について

学校は集団生活の場ですから、人から人に感染する病気の流行を防ぐことが重要です。次の感染症にかかった場合は、医師の診察を受け、その内容を学校に電話で連絡してください。医師の許可がおりるまでの期間は登校することはできません。

ただし修悠館高校は通信制のため、中間・期末（新規・継続）試験期間と重なった場合のみ、「学校感染症報告書」を担任に提出することになっています。試験は、別日程で受けることが可能になります。

学校感染症報告書はここをクリック

学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則 18 条）	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、南米出血熱、重症急性呼吸器症候群、痘そう、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、指定感染症および新感染症
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスに限る）、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日はしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、コレラ、細菌性赤痢、 その他の感染症（マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎、溶連菌感染症、ヘルパンギーナなど）